

可茂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務委託に関する
一般競争入札公告

「可茂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務委託」について一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

平成30年2月22日

岐阜県可茂県事務所長 三田村 俊史

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
可茂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書による。
- (3) 委託業務期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間
- (4) 最低制限価格の設定
有

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外—建物関連の委託業務—エレベーター（昇降機）保守点検）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 過去5年以内に定員18人以上のエレベーター設備保守点検業務を実施した実績があること。
- (6) 競争入札参加資格確認申請期限日の時点で、労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務のない者は除く）。
- (7) 岐阜、中濃、又は東濃地区に本店、支店、もしくは事業所等を有する事業者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒505-8508 岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610-1

岐阜県可茂県事務所 振興防災課 管理調整係

電 話 0574-25-3111 (内線203)

F A X 0574-25-3934

e-mail c20504@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成30年2月22日(木)から平成30年3月8日(木)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 3の(1)と同じ

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成30年3月8日(木)午後5時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成30年3月15日(木)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成30年3月23日(金)午前11時00分

イ 場 所 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 4-1会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者と落札者とする。

ただし、最低制限価格を設定した場合、最低制限価格以上で応札した者のうち、最低価格

の者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

入札者が最低制限価格を下回る入札をした場合、当該入札を無効とし、再度入札には参加できないこととする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、岐阜県議会において当該契約に係る予算議案が可決されなかった場合は、入札の執行を取りやめることがある。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。